



福岡医発第 537 号 (地)

平成 24 年 5 月 23 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正の訂正について

標記の件について、別紙 1 のとおり指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所あてに通知した旨、福岡県保健医療介護部介護保健課より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、別紙 2 については、本件に直接関係するものではありませんがご参考までに添付いたします。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川 哲也
会長 蒲池 壽

(公印省略)

24介第3号-4
平成24年5月14日

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正の訂正について（通知）

このことについて、別添写しのとおり指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所あてに通知しましたので、お知らせします。

担 当

福岡県保健医療介護部介護保険課指導係

TEL : 092-643-3319

FAX : 092-642-1504

E-mail: kaigo@pref.fukuoka.lg.jp



写

(公印省略)

24 介第3号 - 4

平成24年5月14日

各指定（介護予防）居宅療養管理指導事業所管理者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正の訂正について（通知）

このことについて、下記のとおり厚生労働省から訂正の通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、短期入所生活介護（介護予防を含む。）利用者については、居宅療養管理指導（介護予防を含む。）の対象となりませんので、留意願います。

記

改正後	
誤	正
6 居宅療養管理指導費 (1) 同一建物居住者について 同一建物居住者とは、以下の利用者をいう。 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者 イ 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る。）、介護予防短期入所生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者 (2) ～ (6) 略	6 居宅療養管理指導費 (1) 同一建物居住者について 同一建物居住者とは、以下の利用者をいう。 ア 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居又は入所している複数の利用者 イ 小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス（宿泊サービスに限る。）、介護予防小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る。）、介護予防認知症対応型共同生活介護などのサービスを受けている複数の利用者 (2) ～ (6) 略

担 当

福岡県保健医療介護部介護保険課指導係

TEL : 092-643-3319

FAX : 092-642-1504

E-mail: kaigo@pref.fukuoka.lg.jp

平成24年度介護報酬改定に係る変更点について

(居宅療養管理指導)

1 変更のポイント

- ① ケアマネジャーへの情報提供が必須になりました。
 - ・ケアマネジャーへの情報提供を行わなければ、報酬を算定することができません。
 - ・月2回算定する場合は、ケアマネジャーへの情報提供も月2回必要です。
- ② 同一建物居住者に実施した場合の単価が設定されました。
 - ・老人ホーム、マンションや一般家庭など、同一建物居住者において同一日に複数の利用者に居宅療養管理指導を実施した場合、当該利用者に係る報酬については、「同一建物居住者に対して行う場合」の単価で算定します。
- ③ 看護職員が行う居宅療養管理指導の要件が緩和されました。
 - ・新規認定、更新認定又は要介護認定区分の変更の際に作成された居宅サービス計画に基づくサービスの開始日から6月間に2回を限度として算定できます。

2 居宅療養管理指導費

① 医師が行う場合

〈平成23年度まで〉

居宅療養管理指導費(Ⅰ)
500 単位/月



〈平成24年度から〉

同一建物以外の者に対して行う場合	500 単位/月
同一建物居住者に対して行う場合	450 単位/月

居宅療養管理指導費(Ⅱ)
290 単位/月



同一建物以外の者に対して行う場合	290 単位/月
同一建物居住者に対して行う場合	261 単位/月

② 看護職員が行う場合

〈平成23年度まで〉

居宅療養管理指導費
400 単位/月



〈平成24年度から〉

同一建物以外の者に対して行う場合	400 単位/月
同一建物居住者に対して行う場合	360 単位/月

※ 准看護師が行った場合は90/100に相当する単位数を算定